



埼玉県【目標設定型排出量取引制度】 に基づく排出量検証について

制度の概要

埼玉県は原油換算3年連続1,500K ℓ 以上のエネルギーを消費する県内の大規模事業所に対して、エネルギー起源CO₂(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂排出量)その種別に応じて基準年度比6%又は8%(2011～2014年度の平均値)のGHG削減目標量の達成を義務付けました。

これに対応するためには、原則として2002年度～2007年度の中の連続3年間の平均値により決まる基準排出量の検証と、各年度の排出量算定結果の検証を登録検証機関に受け、削減量を決定し県に報告することが必要となりました。

目標削減率

区 分		目標削減率 (基準年度比)
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設	8%
I-2	区分Iに該当するオフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所	6%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%

JCQAは

JCQAは2011年11月、埼玉県から温室効果ガス排出量の検証機関として登録されました。JCQAは、環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステム認証等で培った環境分野の豊富な経験・実績をもとに信頼性の高い検証サービスをご提供します。JCQAは「目標設定ガス・基準量(区分1)」及び「県内中小クレジット、県外クレジット(区分2)」の検証を行います。

登録	登録区分	検証の内容	
1	○	目標設定ガス・基準量検証	目標設定ガス排出量 基準排出量
2	○	県内外削減量検証	県内削減量 県外削減量
3	—	その他ガス削減量	その他ガス削減量
4	—	電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
5	—	優良事業所基準 (第1区分)	優良事業所基準 (第1区分)
6	—	優良事業所基準 (第2区分)	優良事業所基準 (第2区分)

日本化学キューエイ株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル7階

TEL: 03-3580-0951 Fax: 03-3580-0974

<http://www.jcqa.co.jp>

目標設定型排出量取引制度に係る 検証業務フロー

